

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年10月1日～令和2年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 |
|----|-----|-----|----------|---------------------------------|---|--|--|---------------|--|-----------------------------------|
| 1 | JIS | 制定 | | ひずみゲージ試験通則 | Principle of strain gauge testing | この規格は、構造物及び部材のひずみゲージ試験の一般事項について規定する。 | 主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験技術者 5 測定装置 6 ひずみゲージ 7 ひずみゲージの取付け 8 ひずみゲージの保護 9 試験 10 記録及び報告 | | (無) | 一般社団法人日本非破壊検査協会 一般財団法人日本規格協会 |
| 2 | JIS | 改正 | A1118 | フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法(容積方法) | Method of test for air content of fresh concrete by volumetric method | この規格は、フレッシュコンクリートの空気量を容積によって求める試験方法について規定する。 この規格は、粗骨材の最大寸法が40 mm以下の場合を対象とする。粗骨材の最大寸法が40 mmを超える場合には、ウェットスクリーニングした40 mm以下の試料を用いて測定し、計算によって求めるとよい。 この規格は、多孔質な骨材を用いたコンクリートに対しても適用される。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・コンクリートの空気量の測定(箇条7a)フレッシュコンクリートの容器の詰め方について、流動性の高いコンクリートへの適用を踏まえ、関連するA1116とA1128と表現を整合させるため、「ただし、流動性が高いコンクリートの場合には、十分な締固めが得られる範囲内で、突き数及び、又はたたく回数を減らしても良い」を追加する。 ・コンクリートの空気量の測定(箇条7)および計算(箇条8)で示す記号の説明がわかりやすくなるように修正する。 ・報告(箇条9) 必ず報告する事項を「空気量(%)」のみにし、その他は必要に応じて報告する事項へ修正する。 | | (無) | 公益社団法人日本コンクリート工学会 一般財団法人日本規格協会 |
| 3 | JIS | 改正 | A9510 | 無機多孔質保温材 | Inorganic porous thermal insulation materials | この規格は、保温保冷材として使用する無機多孔質保温板(以下、保温板という。)及び無機多孔質保温筒(以下、保温筒という。)について規定する。 この規格は、ユリア樹脂系、メラミン樹脂系、フェノール樹脂系、レゾルシノール樹脂系、ホルムアルデヒド系防腐剤など、ホルムアルデヒドを放散する材料を使用していない保温板及び保温筒を規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 1) 試験環境の変化により、より高温下での測定を可能とした試験方法とする。 2) 迅速化及びヒト由来のバラツキを小さくするために、試験方法を改める。具体的には、 ①乾燥後の試験体の保管は、24時間乾燥又は恒量となった後に保管する。 ②保温板の長さ及び幅の測定箇所は、端部から約20mm内側を測定する。 ③線収縮率測定用試験体の標線の位置は、試験体の両端部に標線を刻印して測定する。 ④線収縮率測定時の電気炉からの試験体取出し温度は、炉内からの取り出し温度は50℃以下とする。 3) 試験結果に大きな変動のない項目と常に試験が必要な項目に再分類し、評価の迅速化を図るために検査項目を改める。具体的には、 受渡検査の項目は、外観、寸法、密度及び曲げ強さとし、型式検査の項目は、圧縮強さ、線収縮率、はつ水度及び熱伝導率とする。 | | (無) | 一般財団法人日本保温保冷工業協会 一般財団法人日本規格協会 |
| 4 | JIS | 改正 | B2710-3 | 重ね板ばね—第3部:試験方法 | Leaf springs—Part3:Method of testing | この規格は、主に自動車、鉄道車両、産業機械に使用する重ね板ばねの測定及び試験方法について規定する。なお、この規格は、適合性評価を意図していない。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・記号の箇条を設け、JIS B 0156以外で本規格に使用する記号を記載する。 ・引用規格に測定及び試験に使用する規格を追加し、その方法を明確にする。 ・ばね特性試験(箇条6):ばね定数、力、たわみの記号はJIS B 0156を反映する。 ・動ばね特性試験(箇条7):力、たわみの記号はJIS B 0156を反映する。 ・試験方法に記載する用語は、JIS B 2710-1を反映する。 ・作業者の資格、測定及び試験機器及び測定及び試験方法などの箇条を追加し、測定及び試験に関する内容を明確にする。 なお、第4部で測定に関する項目を第3部に移行すると共に、公差等を明記している製品仕様で測定方法等の明記がないものを本規格に追加する。 | | ISO 18137:2015, Leaf springs—Technical specifications(MOD) | 一般社団法人日本ばね工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 5 | JIS | 改正 | B2710-4 | 重ね板ばね—第4部:製品仕様 | Leaf springs—Part4:Specification of products | この規格は、主に自動車、鉄道車両、産業機械などに使用する重ね板ばねの製品仕様について規定する。なお、この規格は、適合性評価を意図していない。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・第1部～第4部までの記号の重複を見直し、第4部で使用する記号の箇条を設ける。(2019年に改正作業を行った第1部及び第2部の記号は変更しない。) ・製品仕様に記載する用語は、JIS B 2710-1を反映する。 ・製品仕様ではない、測定方法の項目は第3部に移す。(8.3.2目玉軸線の傾き、11c)硬さ測定など) ・高強度ばねの硬さ、トレーリングリーフの寸法公差などを追加する。 ・ISOの仕様を反映する。 | | ISO 18137:2015, Leaf springs—Technical specifications(MOD) | 一般社団法人日本ばね工業会 一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年10月1日～令和2年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 |
|----|-----|-----|----------|-------------------------|--|--|--|---------------|--|-----------------------------------|
| 6 | JIS | 改正 | B8302 | ポンプ吐出し量測定方法 | Measurement methods of pump discharge | この規格は、工場においてポンプの吐出し量を測定する方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 1) 備考1の引用先の章番号を変更する。 2) 全幅せきによる流量係数を与える式を変更する。 | | (無) | 一般社団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 7 | JIS | 改正 | B8306 | 油用遠心ポンプ—油を用いる試験方法 | Centrifugal type oil pumps — Hydraulic performance acceptance tests by oil as testing liquid | この規格は、油用遠心ポンプ(以下、ポンプという。)を試験揚液として油を用いて試験する場合の、製造工場における受渡試験について規定する。ポンプの範囲は、ポンプ吸込フランジ(又はポンプ本体に付くベルマウス)及び吐出しフランジの断面で区切られた部分とする。 | 主な改正点は、次のとおり。 1) 箇条3.4.5.6.8.9.10の引用先を変更する。 2) 附属書2の記号を見直す。 | | (無) | 一般社団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 8 | JIS | 改正 | B8311 | 往復ポンプ—試験方法 | Reciprocating pumps — Hydraulic performance acceptance tests | この規格は、油圧ポンプを除くクランク式及び蒸気直動式の往復ポンプ(以下、ポンプという。)の製造工場における受渡試験について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 1) 箇条5の引用先を変更する。 | | (無) | 一般社団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 9 | JIS | 改正 | B8312 | 歯車ポンプ及びねじポンプ—試験方法 | Gear pumps and screw pumps — Hydraulic performance acceptance tests | この規格は、歯車ポンプ及びねじポンプ又はこれに準じる容積式回転ポンプ(以下、ポンプという。)の製造工場における受渡試験について規定する。ただし、機械の構造の一部をなしているポンプには適用しない。ポンプの範囲は、ポンプの吸込フランジ及び吐出しフランジの断面で区切られた部分とする。 | 主な改正点は、次のとおり。 a) 箇条5の引用先を見直す。 b) 逃し弁作動状態の圧力上昇限度を見直す。 | | (無) | 一般社団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 10 | JIS | 改正 | C8147-1 | ランプ制御装置—第1部:通則及び安全性要求事項 | Lamp controlgear—Part 1: General and safety requirements | この規格は、1 000 V以下の直流電源及び又は1 000 V以下の50 Hz又は60 Hzの交流電源に使用する、ランプ制御装置の通則及び安全性要求事項について規定する。この規格は、まだ規格化されていないランプのためのランプ制御装置についても適用する。この規格で扱う試験は、形式試験だけである。生産しているランプ制御装置個々の試験の要求事項は、規定しない。 | 主な改正点は、次のとおり a) 適用範囲(箇条1):より広い範囲の製品をカバーするため、直流電源の電圧の適用範囲を250V以下から1000V以下に変更する。 b) 表示(箇条7):始動パルス電圧などを考慮する場合の最大等価出力ピーク電圧、並びに、30KHz以上の動作電圧を考慮する場合の最大出力ピーク電圧及びその周波数を追加する。 c) 構造(箇条15):制御装置で使用される回路の多様化に対応して、回路と可触部との間の絶縁についての規定を追加する。 d) 沿面距離及び空間距離(箇条16):絶縁協調に関する水平規格であるIEC 60664-1を参照して、一般事項や動作電圧の最小沿面距離、最小空間距離の規定を修正する。 | | IEC 61347-1:2015. Lamp controlgear—Part 1: General and safety requirements+Amendment 1:2017(MOD) | 一般社団法人日本照明工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 11 | JIS | 改正 | C8300 | 配線器具の安全性(追補1) | General safety requirements for wiring device | この規格は、防爆形及び油入形を除く、定格電圧が100～300 Vの交流の回路に用いる配線器具について規定する。ただし、蛍光灯用ソケットについては、定格電圧が100～1 000 Vのものに適用する。 | 主な改正点は、次のとおり。 (1) 附属書Gの位置付を「参考」から「規定」に変更を行う。 (2) 適用範囲を「造営材へ固定して用いる調光器」に限定することで不要になる記述を削除する。 ・表G.2 注a)の括弧内の数値は、コードを接続する調光器及び機械器具に組み込む調光器に適用するため、削除する。 ・G.11.101.2の中で、機器組込用の調光器で、確実に接続できる端子構造の例を削除する。 ・G.11.101.3 b)の中で、機械器具に組み込む調光器に要求する、なべ小ねじ、丸平小ねじ又はこれらと同等以上の締付効果があるねじの規定を削除する。 ・G.18.2.101は、床上に置いて用い、人が踏むことのある調光器への強度に対する要求事項であり、全て削除する。 ・G.18.2.102は、コード又はキャブタイヤケーブルを接続して用いる調光器に対する要求事項であり、全て削除する。 ・G.11.8.101の中で、定格電流が20 Aを超える調光器に用いる連結端子への試験電流を規定しているが、適用範囲では定格電流が15A以下のため、規定を削除する。 | | (無) | 一般社団法人日本配線システム工業会 一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年10月1日～令和2年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 |
|----|-----|-----|-----------|--|--|--|---|---------------|---|---------------------------------|
| 12 | JIS | 改正 | C8471-1 | 電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム-第1部:通則 | Cable trunking and ducting systems for electrical installations - Part 1: General requirements | この規格は、交流 1 000V及び直流 1 500V以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線、ケーブル及びその他の電気機器の収納又は必要に応じて電気的保護分離を目的とするケーブルトランキングシステム(CTS)及びケーブルダクティングシステム(CDS)の要求事項及び試験について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・分類(箇条6) 材料分類の削除、衝撃分類を荷重毎に、耐候性(太陽光に対する保護)を削除する。 ・表示(箇条7) 表示内容の追加、表示耐久性試験の変更、表示記号をIEC60417に変更する。 ・寸法(箇条8) 寸法規定を削除し、個別要求事項に規定するように変更する。・構造(箇条9) 電気的特性に関する構造要求事項を追加する。 ・機械的特性(箇条10) 保管、輸送時と設置、施工時の衝撃試験を分ける。電気アクセサリ取り付け試験を追加する。 ・電気的特性(箇条11) 電気的特性試験を電気インピーダンス試験に変更する。 ・熱特性(箇条12) 耐熱試験を追加する。 ・外的影響(箇条14) 固体の異物侵入に対する保護及び水の有害な侵入に対する保護の規定を追加する。 | | IEC 61084-1 :2017, Cable trunking and ducting systems for electrical installations-Part 1: General requirements(MOD) | 一般社団法人電気設備学会 一般財団法人日本規格協会 |
| 13 | | 改正 | C8471-2-1 | 電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム-第2-1部:壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項 | Cable trunking and ducting systems intended for mounting on walls or ceilings | この規格は、交流 1 000V及び直流 1 500V以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線、ケーブル及びその他の電気機器の収納又は必要に応じて電気的保護分離を目的とするケーブルトランキングシステム(CTS)及びケーブルダクティングシステム(CDS)の要求事項及び試験について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・分類(箇条6) 取付け位置、取付け方法、耐圧縮性を追加する。 ・寸法(箇条8) 製品後に附属品も含めた寸法規定を追加する。 ・機械的特性(箇条10) ケーブル固定試験、衝撃試験を追加する。 ・品名一覧(附属書JA) 日本に流通している製品名一覧を追加する。 ・仕様一覧(附属書JB) 製品毎に仕様一覧を追加する。 | C8471-3-1 | IEC 61084-2-1:2017, Cable trunking systems and cable ducting systems for electrical installations - Part 2-1: Particular requirements - Cable trunking and cable ducting systems intended for mounting on walls and ceilings(MOD) | 一般社団法人電気設備学会 一般財団法人日本規格協会 |
| 14 | | 改正 | L1058 | 織物及び編物のスナッグ試験方法 | Test methods for snag of woven fabrics and knitted fabrics | この規格は、織物及び編物のスナッグ試験方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・試験の種類において、現行規格に記載しているB法(ビーンバック形試験機法)は利用実績もないため削除する。 ・各試験方法で規定している装置及び材料について、各試験装置の寸法を実態に合わせるため、装置の各部の寸法に寸法公差を設定する。 ・試験の種類において、現行規格に記載しているB法(ビーンバック形試験機法)は利用実績もないため削除する。 ・各試験方法で規定している装置及び材料について、各試験装置の寸法を実態に合わせるため、装置の各部の寸法に寸法公差を設定する。 ・D法(IC形ブリッジ試験機法)について、試験材料のサーフェスの使用限度の設定、操作で引用しているJISが改正されており整合化を図る。 | | (無) | 一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会 |
| 15 | | 改正 | L1099 | 繊維製品の透湿度試験方法 | Testing methods for water vapour permeability of textiles | この規格は、繊維製品の透湿度の試験方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のA-1法(塩化カルシウム法)で用いている試薬が入り困難となっており、代替物を規定する。 ・試験方法のB-1法(酢酸カリウム法)において、試験時に水が浸透する試料には適用できないとしているが、判断基準が不明確なため見直す。 ・B法の試験において、原理が同じである試験方法のB-2(酢酸カリウム法の別法Ⅰ)とB-3(酢酸カリウム法の別法Ⅱ)の方法について、対応国際規格が改訂されており、統合、整合化する。 ・試験方法のC法(発汗ホットプレート法)の対応国際規格が改訂されており、整合化させる。 | | ISO 11092:2014, Textiles - Physiological effects - Measurement of thermal and water-vapour resistance under steady-state conditions (sweating guarded-hotplate test) ISO 15496:2018, Textiles - Measurement of water vapour permeability of textiles for the purpose of quality control(MOD) | 一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会 |
| 16 | | 改正 | T8125-2 | 手持ちチェーンソー使用者のための防護服-第2部:脚部防護服 | Protective clothing for users of hand-held chain-saws-Part2: Leg protectors | この規格は、手持ちチェーンソーを使用することによって生じるリスクから身体を守るための個人用防護装備のうち脚部防護服の性能要求、試験方法、デザイン、識別及び表示について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・旧タイトルは「第2部:脚部防護服の試験方法及び要求性能」であったが、製品規格を指し「第2部:脚部防護服」に変更する。内容も製品規格として見直す。 ・用語及び定義(箇条3) 用語(チャップス、レギンス)を追加し、切断性試験結果判定明確化のためカッツルーを再定義する。 ・タイプ(箇条4) 現状ではあまり使用されていないタイプBのズボンを削除し、着用時の快適性を向上させる下肢保護具として、チャップスを新たに追加する。 ・試験方法(箇条9) 安全性及び快適性を客観的に評価するため人間工学的試験を新たに追加する。 | | ISO 11393-2:2018, Protective clothing for users of hand-held chainsaws - Part 2: Performance requirements and test methods for leg protectors(MOD) | 公益社団法人日本保安用品協会 一般財団法人日本規格協会 |